

沼津市民の歯と口腔の健康づくり条例（案） 骨子

1 目的

この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）の趣旨に基づき、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、歯と口腔の健康づくりに関する基本的施策を総合的かつ計画的に推進し、もって生涯にわたる市民の健康の増進に寄与することを目的として制定します。

2 基本理念

市民の歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策は、次に掲げる基本理念にのっとり行われなければならない。

- (1) 歯と口腔の健康づくりは、全身の健康の保持増進、生活の質の維持向上及び健康寿命の延伸に深い関わりがあるという認識のもと行うこと。
- (2) 歯と口腔の健康づくりは、乳幼児期からの望ましい食習慣と生活習慣が基礎となるという認識のもと、出生時から高齢期までの各時期における口腔の状態及び歯科疾患の特性に応じて適切かつ効果的に行うこと。
- (3) 保健、医療、福祉、労働衛生、教育等の関連施策との有機的な連携を図るとともに、歯と口腔の健康づくりに関する市民の自主的な取組を推進すること。

3 市の責務

市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

4 保健、医療、福祉、労働衛生、教育等に関係する者の役割

保健、医療、福祉、労働衛生、教育等に関係する者は、基本理念にのっとり、市民の歯と口腔の健康づくりの推進並びにそれぞれの者が行う歯と口腔の健康づくりに関する活動との連携及び協力を図るよう努めるものとする。

5 市民の役割

市民は、歯と口腔の健康づくりに関する知識及び理解を深めるとともに、生涯にわたって、自らの歯と口腔の健康づくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

6 基本的施策の実施

市は、基本理念にのっとり、次に掲げる基本的施策を実施するものとする。

- (1) 歯と口腔の健康づくりに関する情報の提供及び知識の普及啓発を推進すること。
- (2) 妊娠中の者に対する口腔ケア及び栄養指導を推進すること。
- (3) 幼児期及び学齢期における科学的根拠に基づくむし歯及び歯周病予防対策を推進

すること。

- (4) 成人期以降における歯周病対策を推進すること。
- (5) 障害のある者、介護を必要とする者等に対する適切な歯科口腔保健を推進すること。
- (6) 歯と口腔の健康づくりの観点から生活習慣病予防対策を推進すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市民の歯と口腔の健康づくりを図るために必要な施策を推進すること。